

別府市移住支援金交付要綱

制定	令和2年	3月31日
	別府市告示第184号	
改正	令和3年	3月31日
	別府市告示第183号	
	令和4年	6月28日
	別府市告示第312号	
	令和4年12月	2日
	別府市告示第486号	
	令和5年	3月30日
	別府市告示第97号	

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、移住・定住の促進及び別府市内の中小企業等における人手不足の解消を図るため、予算の定めるところにより、移住支援事業として別府市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 県外の市区町村から別府市に転入を届け出ることをいう。ただし、職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的なもの又は大学等の卒業による転入は除く。
- (2) 定住 転出又は転居をすることなく将来にわたって別府市内の一の場所に5年以上生活の拠点を置くことをいう。

(対象者要件等)

第3条 移住支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和4年4月1日以降に転入していること。
- (2) 次に掲げる移住先に関する要件の全てに該当すること。
 - ア 移住支援金の交付申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
 - イ 移住支援金の交付申請日において定住をする意思を有していること。
 - ウ 別府市空き家バンク実施要綱（平成27年別府市告示第247号）第

3条第3項に定める登録物件に居住していること。

(3) 次に掲げる移住者に関する要件の全てに該当すること。

ア 暴力団員関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）でないこと。

イ 日本人又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

ウ 国、別府市以外の地方公共団体等から移住に関する補助金等及び別府市移住応援給付金交付要綱（令和4年別府市告示第313号）に定める別府市移住応援給付金の交付を受けていない、又は受けないこと。

エ その他別府市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(4) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 次のいずれかに該当する就職であること。

(ア) 一般の場合は、次に掲げる就職に関する要件の全てに該当すること。

a 就業先が、大分県マッチング支援事業実施要領に定める大分県マッチング支援事業で設置したマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人によるものであること。

b 申請者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就職でないこと。

c 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて大分県マッチング支援事業実施要領第4条に規定する対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において連続して3か月以上在職していること。

d 求人への応募日が、aのマッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

e 就業先の法人に、移住支給金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

f 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就職であること。

(イ) 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した専門人材の場合は、次に掲げる就職の要件の全てに該当すること。

a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の

交付申請時において連続して3か月以上在職していること。

b 当該就業先に、移住支給金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

c 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就職であること。

d 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

イ テレワークの場合は、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住をした場合であって、別府市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）地方創生テレワーク型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供がされていないこと。

ウ 関係人口の対象範囲（大分県が実施した「ふるさとワーキングホリデー」への参加により別府市内に滞在した者とする。）にある者であること。

エ 大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に定める起業支援事業に係る起業補助金の交付決定を受けていること。

(5) 市区町村税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、移住支援金の交付は、1世帯に限るものとする。

(1) 世帯員全員が移住元において同一世帯に属していたが、移住後に2世帯以上に分かれた場合

(2) 移住元では2以上の世帯が、移住後の居住地が同じとなる場合
(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、世帯員が2人以上の世帯にあつては100万円、世帯員が1人の世帯にあつては60万円を上限とする。

(移住支援金の交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、別府市移住支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 就業証明書（様式第2号）（申請者が第3条第1項第4号ア(ア)若しくは(イ)又はイのいずれかに該当する場合に限る。）

(2) 第3条第1項第4号ウに該当する場合にあつては、当該ウに該当することが確認できる書類

- (3) 第3条第1項第4号エの起業補助金の交付決定通知書の写し（申請者が起業した場合に限る。）
 - (4) 本人確認ができる書類
 - (5) 申請者が属する世帯の全員が記載されている住民票の写し
 - (6) 市区町村税の完納証明書
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する交付申請は、2月1日から3月31日までの間に行うことができない。

（移住支援金の交付決定）

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、移住支援金の交付の適否を審査の上、適当であると認めるときは、移住支援金の交付を決定し、別府市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（移住支援金の交付請求等）

第7条 移住支援金の交付決定の通知を受けた者が、移住支援金の交付を請求しようとするときは、当該通知を受けた日から30日を経過した日又は当該交付決定の日が属する年度の2月15日のいずれか早い期日までに、別府市移住支援金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、速やかに移住支援金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるとおり交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合 全部の取消し
- (2) 第3条第1項第4号エの起業補助金の交付決定が取り消された場合 全部の取消し
- (3) 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合全部の取消し
- (4) 移住支援金の交付申請日から3年未満に別府市から転出した場合 全部の取消し
- (5) 移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に別府市から転出した場合 一部（交付決定額の半額相当分）の取消し
- (6) その他この要綱の規定に違反したとき 全部又は一部（市長が定める額分）の取消し

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、別府市移住支援金補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該取消しに係る申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長は、給付金の交付決定の取消しに係る部分に関し、既に給付金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 前項の規定により返還を命ぜられた申請者は、別府市補助金等交付規則第12条第1項に定める加算金を市に納付しなければならない。

（報告及び立入調査）

第9条 市長は、申請者が第3条に規定する要件を満たしているか又は前条第1項各号のいずれにも該当していないかを確認するため必要があると認める場合は、当該申請者に対して報告を求め、及び立入調査を行うことができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日別府市告示第183号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月28日別府市告示第312号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年12月2日別府市告示第486号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日別府市告示第97号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。